# 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等の概要

（別紙１）

## **１．改正理由**

○　デジタル・ガバメント閣僚会議・マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて、「電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化」及び「顔認証技術を活用したコンビニエンスストアにおける署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定」について検討されてきたところ。

○　こうしたことを受けて、以下の省令及び告示について所要の改正を行うもの。

・　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年法律第120号。以下「規則」という。）

・　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号。以下「技術的基準」という。）

## **２．電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）の概要**

○　暗証番号の初期化・再設定に係る事務を、規則第65条の認証業務関連事務に規定し、市町村長が当該事務を地方公共団体情報システム機構に委任することができることとする。

○　規則第29条において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第１項第６号の総務大臣の認定を受けた者に署名等確認業務を委託することが可能とされているところ、同法第17条第１項第４号及び同条第５号に掲げる者への委託も可能とする。

○　規則第82条第１号において、署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の申請において提出又は提示された本人確認書類の写しを保存することとされているところ、当該書類の写しの保存を不要とする。

※　その他所要の規定の整備を行う。

## **３．認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示（案）の概要**

（１）電子署名等確認設備に関する基準

　○　電子署名等確認設備における火災の被害を容易に受けないための必要な措置について、自動火災報知器及び消火装置が設置されていることに限らず、その他の火災の被害を防止する措置を認める。

（２）特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備に関する基準

　○　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備における火災の被害を容易に受けないための必要な措置について、自動火災報知器及び消火装置が設置されていることに限らず、その他の火災の被害を防止する措置を認める。

※　その他所要の改正を行う。

## **４．根拠条文**

・　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第17条第１項、第38条の２第３項及び第72条

・　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）第９条、第35条

## **５．スケジュール（予定）**

公布：令和３年２月中旬

施行：公布の日